

新型コロナウイルスに関連する出席停止について

| 状況状態 | 登校基準 | 経過 報告書 |
|--|--|-----------|
| ① 新型コロナウイルスに感染した場合 | 保健所から指示された療養期間が終了するまで（おおよそ10日間） | 必要 |
| ② 学校で検査対象と特定された場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人受検で陰性確認ができるまで ・受検しない場合は最終接触の翌日から5日間が経過するまで 兄弟姉妹は出席可 | 不要 |
| ③ 発熱 （平熱+1℃以上、おおよそ37.5℃以上） | ①病院を受診し、感染症ではないと確認されるまで | 必要 |
| ④ 発熱以外の風邪症状（のどの痛み、鼻水、咳、呼吸器の違和感、頭痛、悪寒、倦怠感）や味覚・嗅覚異常があった場合 | ②未受診の場合は、解熱かつ風邪症状消失してから2日間経過するまで | 必要 |
| ⑤ 同居家族の発熱や風邪症状がある場合 （児童本人無症状で元気） | （同居家族が） ①病院受診し検査になった場合は陰性確認できるまで ②病院受診し、感染症ではない（検査不要）と確認されるまで ③受診しない場合は軽快するまで | 不要 |
| ⑥ 同居家族が感染し、濃厚接触者に認定された場合（児童本人無症状で元気） | （同居家族との） 最終接触の翌日から、症状なしでおおよそ7日間経過するまで（保健所からの指示がある場合は指示を優先する） | 必要 |
| ⑦ 同居家族が渡航や入院以外の理由（陽性者と関りがある場合）でPCR検査（学校PCR含）を受けることになった場合 （児童本人無症状で元気） | （同居家族の） 陰性が確認できるまで | 不要 |

| | | |
|---|-------------|----|
| ⑧ 同居家族に高齢者がいる、家族や本人に基礎疾患がある等の事情があり、登校を控えること以外に合理的な手段がないと学校長が認めた場合（児童本人無症状で元気） | 流行状況がおさまるまで | 不要 |
| ⑨ 家族や本人に登校不安があり、合理的な理由があると学校長が認めた場合（児童本人無症状で元気） | 流行状況がおさまるまで | 不要 |

*⑧、⑨は流行状況により出席停止にならない場合があります。

*学級で陽性報告があった場合

検査対象者：マスクなし、1 m以内の距離、15 分以上の接触があった児童
PCR 検査の実施もしくは陽性者との最終接触翌日から 5 日間自宅待機

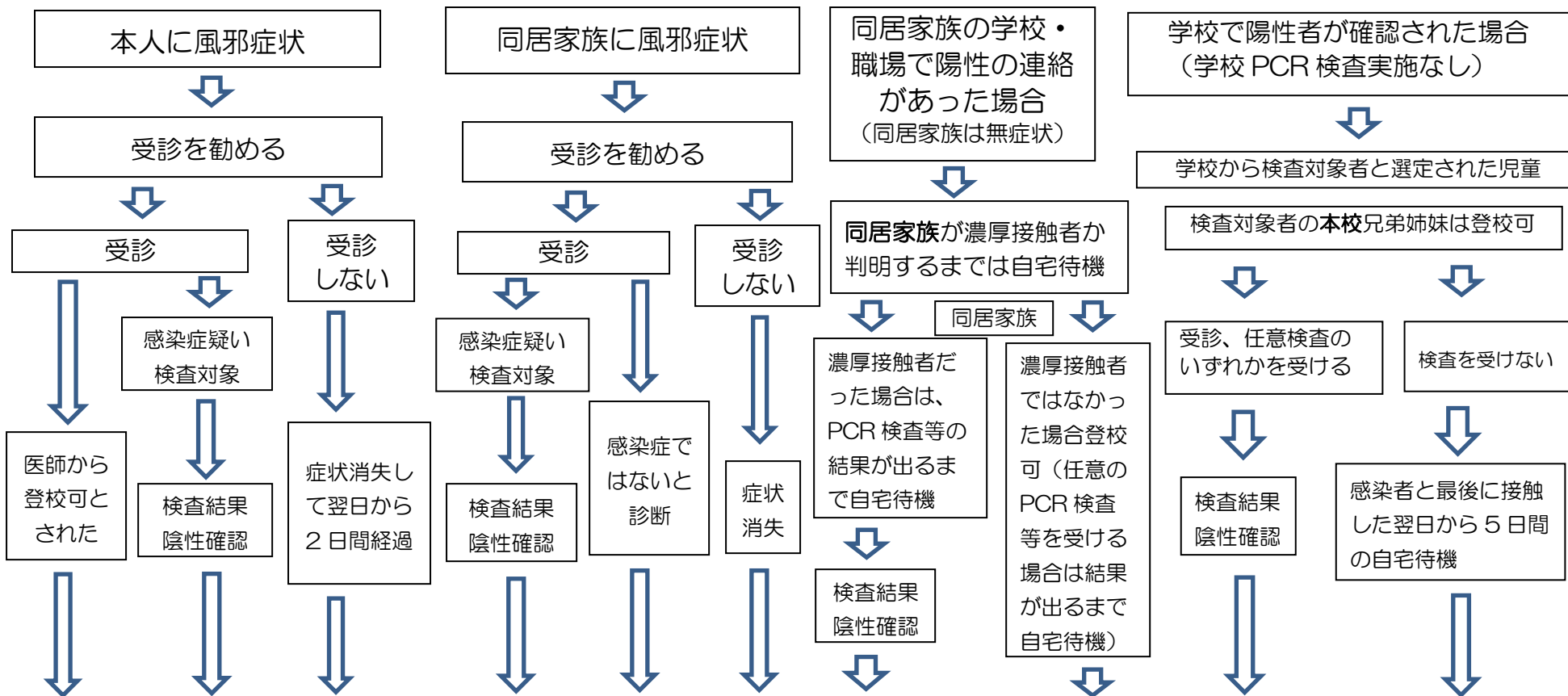
*経過報告書は陽性者、家庭内における濃厚接触者、有症状の児童のみ提出

*登校当日に経過報告書の提出のない児童は別室待機。経過報告書を当日届けていただくか FAX で送信し、原本を翌日提出してください。

県内の感染状況が高止まりしており、今後も対策強化を継続していきます。
ご家庭のご協力をお願いします。

【出席停止に関するフローチャート】

2022年6月24日版



登校可（学校生活1日をしっかりすごせるくらい元気であること）

登校する当日に経過報告書を提出してください。

（陽性者、家庭内における濃厚接触者、有症状者は経過報告書の提出が必須です）

※児童本人、同居家族がPCR検査等を受けている場合、検査の結果を学校へご連絡をお願いします

※文部科学省や沖縄県総務私学課のガイドラインが改訂された場合は、適宜変更します